

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年7月1日
【会社名】	日本プラスチック株式会社
【英訳名】	NIHON PLAST CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 須藤 亘
【本店の所在の場所】	静岡県富士宮市山宮3507番地15
【電話番号】	0544 - 58 - 6830 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 斉田 敦
【最寄りの連絡場所】	静岡県富士宮市山宮3507番地15
【電話番号】	0544 - 58 - 6830 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 斉田 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第77回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき5円00銭(中間配当を含め年10円00銭)

配当総額 82,261,710円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改定する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第27条第2項の新設および第35条第2項の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、広瀬 信、須藤 亘、鈴木睦男、永野博久、渡辺隆雄、森 昭彦、池田秀雄の7氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、向笠 完氏を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます向笠 完氏および任期満了により監査役を退任されます内海厚志氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するものであります。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は退任取締役につきましては取締役会に、退任監査役につきましては監査役の協議に一任するものであります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額98百万円を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	101,548	5,417	-	(注)1	可決 94.94
第2号議案	105,590	1,375	-	(注)2	可決 98.71
第3号議案					
広瀬 信	105,557	1,408	-	(注)3	可決 98.68
須藤 亘	105,584	1,381	-		可決 98.71
鈴木 睦男	105,588	1,377	-		可決 98.71
永野 博久	105,589	1,376	-		可決 98.71
渡辺 隆雄	105,588	1,377	-		可決 98.71
森 昭彦	105,588	1,377	-		可決 98.71
池田 秀雄	105,503	1,462	-		可決 98.63
第4号議案					
向笠 完	105,588	1,377	-	(注)3	可決 98.71
第5号議案	104,649	2,316	-	(注)1	可決 97.83
第6号議案	105,018	1,947	-	(注)1	可決 98.18

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上